被保険者証廃止後の受診に係る書類等フローチャート①

令和６年 12 月２日から、被保険者証の新規発行を廃止し、マイナ保険証（被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード）に一本化されます。

ただし、廃止の時点で発行済みの被保険者証は、経過措置により有効期限まで使用できます。

被保険者証の廃止後の、医療機関等を受診する際の書類等については、次のフローチャートをご確認ください。

マイナンバーカードを持っている。

はい

マイナンバーカードに被保険者証の利用登録をしている。

はい

事情により「マイナ保険証」で受診できない。

はい

「①資格確認書の交付申請」　または
「②マイナ保険証の利用登録解除」により
「資格確認書」で受診してください。

※①の場合、毎年８月１日に原則申請により更新しますが、申請なしの更新を希望することができます。

いいえ

「マイナ保険証」で受診してください。

※「資格情報のお知らせ」が交付されます。「資格情報のお知らせ」はマイナ保険証に対応していない医療機関を受診する際に、マイナ保険証と併せて提示することで保険診療を受けるための書類です。

いいえ

いいえ

「資格確認書」（申請不要）で受診してください。

※毎年８月１日に更新します。申請なしで交付されます。